

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 28 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 ひとり親家庭施策担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、就業環境に影響を受けるひとり親家庭等に対する経済的支援について

平素より、ひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすことが想定されます。

このような場合においては、母子父子寡婦福祉資金貸付金（以下「貸付金」という。）における、生活資金（生活安定貸付期間及び失業貸付期間に係る貸付）の活用が可能ですので、ひとり親家庭及び寡婦からの相談があった場合には、必要に応じて貸付を行っていただくようお願いいたします。

なお、貸付金の対象とならない場合には、生活福祉資金貸付制度の活用も考えられますので、生活福祉資金貸付制度を所管する部署と調整の上、都道府県社会福祉協議会と連携し、適切にご対応いただくようお願いいたします。

（別添）

「新型コロナウイルスに関連した休業により収入が減少・途絶する方に対する生活福祉資金貸付制度の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(別添)

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルスに関連した休業により収入が減少・途絶する方に対する
生活福祉資金貸付制度の対応について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う労働者の休業については、厚生労働省のQ & Aにより、休業手当の取扱等が示されておりますが、労働者の中には、休業手当や健康保険の傷病手当金の対象とならず、一時的に収入が減少・途絶することにより、当面の生活費に関する資金需要が生じる場合が想定されます。

生活福祉資金貸付制度においては、低所得者等に対し、福祉資金等の貸付を行っているところですが、上記のケースのうち、本制度の貸付対象に照らし合わせ、必要な貸付を行うことが可能です。

都道府県及び都道府県社会福祉協議会においては、必要な周知を行うとともに、貸付を必要とするケースに対しては、適切な対応をお願いします。

〔参考〕

「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0007.html#Q3-2

「3 労働者を休ませる場合の措置について」参照

【照会先】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
TEL 03-5253-1111 (内 2231)